

入札公告

令和8年 5月25日

条件付き一般競争入札を施行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6の規定に基づき、下記により公告する。

下関市長 前田 晋太郎

記

- 1 業務委託名 下関市リサイクルプラザ処理棟運転管理業務
(長期継続契約)
- 2 業務実施場所 下関市古屋町一丁目18番1号
下関市リサイクルプラザ処理棟
- 3 業務内容 別紙1仕様書のとおり。業務にあたり、別紙2特記仕様書（環境編簡易）、別紙3下関市暴力団排除条例による措置に係る特記事項、及び別紙4個人情報取扱特記事項を遵守すること。
- 4 契約期間 契約締結日から令和11年6月30日まで
- 5 準備期間 契約締結日から令和8年6月30日まで
- 6 履行期間 令和8年7月1日から令和11年6月30日まで
(36ヶ月)
地方自治法第234条の3に基づく長期継続契約

長期継続契約の締結により、契約期間中の予算措置が当然に保証されるものではなく、本契約締結日の属する年度の翌年度以降において歳入歳出予算の当該金額について減額又は削除があった場合は、当該契約は、変更し、又は解除する。

7 入札条件

次に掲げる要件をすべて満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 公告日において、下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の業種が「建物等保守管理」のうち「施設の管理運営」に登録されていること。
- (3) この公告の日から本業務の入札の日までの間、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措置を受けていないこと。
- (4) 令和3年度以降、元請けとして、廃棄物処理施設の運転管理（プラント及び機械設備）の実績を2年以上有し、誠実に履行していること。
- (5) 本業務に必要な人員、資格、経験について定めた別記4のとおり配置及び有資格者の確保等が可能であること。
- (6) 会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者であること。(会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされた者であっても、更生計画の認可が決定された者又は再生計画の認可の決定が確定された者を除く。)
- (7) 入札参加資格確認申請手続きにおいて、滞りなく手続きが完了し、入札参加資格を認められていること。

8 申請方法

別紙5「入札参加資格確認申請書」に、様式1「業務経歴書（廃棄物処理施設の運転管理実績）」及び様式2「業務従事者等に関する調書」（各1部）を添付し、下関市環境部環境施設課（以下「環境施設課」という。）（郵便番号751-0847下関市古屋町一丁目18番1号 環境部 管理棟1階）に提出のこと。郵送の場合は「一般書留」または「簡易書留」等発送事実を証することができる方法による場合に限り受け付けるが、次項に示す提出期限内に必着のこと。審査の結果は、別紙6「入札参加資格確認通知書」で通知する。

9 申請書提出期限

令和8年 6月 3日（水）17時までとする。

10 質問の方法

本業務に関する質問は、ファクシミリ又は電子メールによること。なお、発送後は到着確認を行うこと。

FAX 番号：083-252-1956

電子メールアドレス：kksisetu@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

質問の期限は、令和8年 6月 1日（月）17時までとする。

質問の回答は、速やかに質問提出者のみに回答する。

11 入札日時等

(1) 入札日時 令和8年 6月 8日（月）13時30分

(2) 入札場所 下関市リサイクルプラザ管理棟4階 会議室

12 入札保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

1 3 契約保証金

下関市契約規則による。ただし、納付が必要である者については、後日通知する。

1 4 入札の注意事項

- (1) 入札参加資格確認申請にかかる費用は全て申請者の負担とする。
なお、入札参加資格の有無に関わらず、申請書類等は返還しない。
- (2) 入札参加資格確認申請者のうち、入札参加資格がないと認められた者は、その通知を受けた日の翌日（休日の場合はその翌日）までに書面を環境施設課に持参することにより、その理由について説明を求めることができる。
- (3) 前項に対する回答は、説明を求めた者に対し、速やかに回答する。
- (4) 入札において使用する入札書は、別紙 7 入札書の様式を使用すること。
- (5) 入札金額には、消費税及び地方消費税相当額は含めず正数で明示すること。
- (6) 入札会場への入場は、1名までとする。
- (7) 代理人に入札させるときは、別紙 8 委任状を提出すること。
- (8) 入札参加者が入札までに入札条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。
- (9) 次の入札は無効とする。
 - ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札。
 - イ 委任状を持参しない代理人のした入札。
 - ウ 納付が必要な入札保証金の納付がない者、又はその不足する者がした入札。
 - エ 金額を訂正した入札書による入札。
 - オ 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭である入札書（入札者が明瞭でない入札書、又は入札価格の判読できない入札書）による入札。

カ 競争に際し、不当に金額を引き上げる目的で、明らかに連合したと認められる者のした入札。

キ 同一契約の入札について、他の入札参加者の代理人を兼ね、又は2人以上の入札参加者を代理している者のした入札。

ク 入札者の記名・押印のない入札書、又は住所の記載のない入札書による入札。

ケ 再度入札において、初回入札又は2回目の入札における最低入札価格を下回らない金額を記入した入札書による入札。

コ 関係法令やその他入札に関する公告等に掲げる条件に違反した入札。

(10) 開札をした場合で、契約規則第9条第1号の規定により定めた予定価格以下の価格の入札がないときは、初回の入札の継続として、予定価格に達するまで、2回（初回入札を含め3回）を限度に再度入札を行う。なお、再度入札において、前号ケに該当し、無効となった入札書を提出した者は、この契約における再度入札への参加資格を失う。

(11) 本業務において得た入札参加資格は、本公告に定められた入札期日をもって、その効力を失う。

(12) 入札において、事故が起きたとき、又は不正な行為があると認めるときは、入札を中止し、又は延期する場合がある。

(13) 入札参加者は、開札後、入札条件の不知、又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできない。

1.5 開札及び落札者の決定

(1) 開札

開札は、入札後直ちに入札者の面前で行う。

(2) 落札者の決定

下関市の予定価格を下回る入札金額のうち、最低の価格をもって入札した者を落札者とする。ただし、落札者となる同価の入札者が二者以上あるときは、直ちに「くじ」によって落札者を決定する。

(3) 落札者が、契約までに入札条件を満たさなくなったとき、又は指名停止措置を受けたとき、並びに本業務に必要な人員及び有資格者の配置が出来なくなったときは、落札決定を取り消し、契約を行わないものとする。

1.6 その他

(1) 本業務開始にあたり、業務の引き継ぎに係る費用は、引き継ぐ者の負担とする。